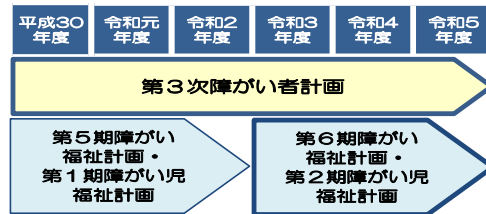


第6期大仙市障がい福祉計画・第2期大仙市障がい児福祉計画 【概要版】

第1章 計画の基本的な考え方

＜1 計画策定の趣旨＞

- 法的位置づけ
障害者総合支援法・児童福祉法の規定に基づく、障がい者（児）施策の具体的な数値目標やサービスの提供方法を定める計画
- 計画の目的
障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにするためのもの
- 計画期間
令和3年度から令和5年度



＜2 基本理念＞

- 計画の基本的な考え方として、次の7つの基本理念を掲げます。
 - 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援に取り組む。
 - 2 身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスを実施する。
 - 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整備する。
 - 4 地域共生社会の実現に向けて取り組む。
 - 5 障がい児の健やかな育成のための支援体制を構築する。
 - 6 障がい福祉人材の確保に取り組む。
 - 7 障がい者の社会参加を支える取り組みを促進する。

＜3 提供体制の確保に関する基本的な考え方＞

- 基本理念を踏まえ、次の考え方にに基づき、障がい福祉サービス等の提供体制を整備します。
 - 1 障がい福祉サービスの提供体制の確保
 - (1) 地域で必要とされる訪問系サービスの保障
 - (2) 日中活動系サービスの保障
 - (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
 - (4) 一般就労への移行等の推進
 - (5) 強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい者に対する支援体制の充実
 - (6) 依存症対策の推進
 - 2 相談支援の提供体制の確保
 - 3 障がい児支援の提供体制の確保

第2章 地域生活移行と就労支援の目標設定

●国の基本指針を踏まえ、令和5年度末における成果目標を次のとおり設定します。

	目標事項	令和5年度末の目標値
障がい福祉計画の数値目標	1 福祉施設の入所者の地域生活への移行【継続】	○地域生活移行者数：7人 ○施設入所者削減数：4人
	2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【継続】	○保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置 ・開催回数：年2回 ・参加人数：年20人 ・目標設定及び評価実施回数：年2回 ○精神障がい者の障がい福祉サービス等利用人数 ・地域移行支援：1人 ・地域定着支援：1人 ・共同生活援助：35人 ・自立生活援助：1人
	3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実【継続】	○地域生活支援拠点等：令和3年4月1日整備予定 ○地域自立支援協議会での検証・検討回数：年3回
	4 福祉施設から一般就労への移行等【拡充】	○就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数：6人 内訳 { ・就労移行支援：3人 ・就労継続支援A型：1人 ・就労継続支援B型：2人 ○一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者：5人 ○就労定着率が80%以上の就労定着支援事業所：1事業所
	5 相談支援体制の充実・強化【新規】	○基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援の実施
	6 障がい福祉サービス等の質の向上【新規】	○県が実施する研修等への市職員の参加人数：年3人
障がい福祉計画の数値目標	1 児童発達支援センターの設置【継続】	○令和5年度末までに実施
	2 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築【継続】	
	3 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保【継続】	
	4 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置【新規】	○令和5年度末の配置人数：1人

第3章 サービスごとの事業量見込みと提供体制の確保策

●過去の利用実績、障がい福祉サービス利用者及び事業所の意向を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの必要量見込みとその確保策を定めます。

第4章 円滑な事業実施を確保するために必要な事項

●円滑な事業実施を確保するため、関係機関と連携し、次の事項を実施します。

- 1 障がい者等に対する虐待の防止
- 2 意思決定支援の促進
- 3 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 4 障がいを理由とする差別の解消
- 5 障がい福祉サービス等事業者における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実

第5章 計画の円滑な推進に向けた方策

●PDCAサイクルに沿って事業を実施し、毎年度、大仙市地域自立支援協議会から点検・評価を受け、必要に応じて計画の見直しを行います。

